2026年度(令和8年度)から

が始まります!

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を 社会全体で支える仕組みです。 2026年(令和8年)4月分から、健康保険料・介護保険料に 上乗せする形で、子ども・子育て支援金の負担が始まります。







支援金率は **一%です**

健康保険組合

支援金を 納める

みなさんから集めた支援金は、 健保組合で使うことはなく、 国による少子化対策や子育で 支援にのみ使われます。

詳しくは 裏面/

国に代わって加入者の みなさまから支援金を 集め、国に納めます

事業主・被保険者



健保組合の保険料と あわせて支援金を納める

·般保険料

介護保険料 (40歳以上の方)

2026年(令和8年) 4月分保険料=5月 納付分から徴収します

子ども・子育て支援金

\子ども・子育て支援金 誰がどのくらい負担するの?/

- ▶子どもがいる・いない等に関係なく、事業主とすべての 被保険者が負担の対象となります。
- ▶支援金の負担額は、 月給 (標準報酬月額) × 国が示す支援金率

で決まります。

- ▶支援金率は2028年度(令和10年度)にかけて段階的に 上がる見込みです。
 - 2026年度(令和8年度) 0.3%程度
 - 2028年度(令和10年度) 0.4%程度
 - 2028年度の負担が
 - 上限となります

【被保険者一人あたりの負担額(2026年度)】



月給(標準報酬月額)30万円、 支援金率0.3%と仮定した場合の月額

30万円×0.3%=900円/月

事業主と被保険者で折半



事業主 **450**[™]



被保険者

450_m

負担額等の詳細は、現在国で検討が進められているところです。今後のお知らせをお待ちください。

「子ども・子育て支援金」はこんなことに使われます

++, 児童手当をより手厚く ++

所得制限がなくなり、支給期間が延長されました。また、 第3子以降の手当額が増額され、より手厚い支援となって います。

	以前 ••••	···· > 今
所得制限	960万円未満	所得制限なし
対象となる児童	中学生年代 まで	高校生年代 まで
第3子以降の 手当額 (月額)	1.5万円	3万円

++, 妊婦さんの経済的支援、++

妊娠・出産時に、お子さん1人につき10万円が支給されます。 ※クーポン等での給付を選択できる自治体もあります。

妊娠時の支給 5万円



++, 育休手当の給付率UP ++

一定の条件*1を満たすと、育児休業開始から最長28日間は手取り*2で100%相当を受給できます。



- *1 お子さんの出生直後の一 定期間内に、両親がとも に14日以上の育児休業を 取得した場合
- *2 社会保険料の免除等を含めた実質的な手取り額

++, 時短勤務時の収入減を ,++ カバー

2歳未満の子どもの親が、時短勤務をする場合、時短勤務 時の賃金の10%が支給されます。



2026年 (令和8年) 4月から全国実施予定

+⁺。 こども誰でも通園制度 。ナ+

利用の目的を問わず、お子さん (生後6か月~3歳未満)を保育所などに預けられる制度が始まります。



2026年 (令和8年) 10月開始予定

自営業・フリーランス等の方の トナ。 育児期間中の 。ナ↓ 国民年金保険料免除

休業するかどうかや所得に 関係なく、お子さんが1歳 になるまで国民年金保険 料が免除になります。



子ども・子育て支援金制度は、少子化対策強化のために定められた「こども未来戦略」によるものです。

詳しくは、こども家庭庁ホームページをご覧ください。





